

大蔵委員會議録第十三号

昭和三十三年三月十四日(木曜日)
午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 黒金 泰美君 理事 小山 長規君

理事 高見 三郎君 理事 藤枝 泉介君

理事 平岡 次郎君 理事 横銭 重吉君

浅香 忠雄君 奥村 又十郎君

杉浦 武雄君 内藤 友明君

坊 秀男君 前田 房之助君

山本 勝市君 井上 良二君

石村 英雄君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田 鶴松君

竹谷 源太郎君 横山 利秋君

石野 久男君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

総理府事務官(自治庁税務部長) 奥野 誠亮君

大蔵事務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官(主税局長) 原 純夫君

国税庁長官 渡邊 喜久造君

委員外の出席者

総理府事務官 鎌田 要人君

市町村税務局長 衆議院法制局参事(第一部長) 三浦 義男君

専門員 椎木 文也君

三月十三日

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願(矢尾喜三郎君紹介)(第二〇七二号)

同(久野忠治君紹介)(第二一一四号)

仙台市に葉たばこ再乾燥場設置に関する請願(愛知揆一君紹介)(第二〇七四号)

国鉄職員の家賃等退職手当暫定措置法適用除外に関する請願(森本靖君紹介)(第二一三八号)

元満鉄社員の家賃に対する債権の国家補償に関する請願(有馬英治君紹介)(第二一五〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

連合審査會開會に關する件

連合審査會開會申入れに關する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)

租税特別措置法案(内閣提出第四八号)

とん税法案(内閣提出第一五五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

トランプ類税法案(内閣提出第四五号)

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

揮発油税法案(内閣提出第七二二号)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外

十一法律案を一括議題として、質疑を続行いたします。奥村又十郎君。

○奥村委員 私は前日に引き続きまして、利子所得に対する地方の住民税の課税問題について、質疑を続行いたします。

と存じます。質疑の多い当委員会において、この問題で非常に時間を使用いたしましたことに恐縮に存じます。

が、しかしなぜ私がこの問題をしつこくお尋ねするかという趣旨をまず簡単に申し上げて、委員長初め委員各位、また政府委員の皆さんに御了解を得て、そのつもりで御答弁を賜わりたい、かように存ずるのであります。

それは、今回の税制改正論議の中心議題に關連しておると私は思うのであります。なぜならば、近ごろ国民の納税意識が今までになく非常に低下したというところ、これは、もう当委員会でも問題になっておる臨時税制調査会の答申にもそれがはっきり出ておるし、また給与所得者とその以外の所得者と、その所得税の課税において非常な不公平がある。その不公平があるために、今回の税率の改正というものも問題になってきておるのであります。そこで、この納税意識の低下というものは一体どういふ原因でこうなったか。これをわれわれはまず検討しておかなければならぬのであります。この納税意

識の低下というのは、何も納税者のみの責任じゃないということをやまず反省しなければならぬと思ふのであります。今日までの歴代の政府、税務御当局、またわれわれ税法審議に携わる国會議員にも重大なやまちがあり、また責任があるというところを反省しなければならぬ。そうして、このあやまちを改めて、国民に納税協力を訴えなければならぬと思ふのであります。なぜならば終戦後十年余り、振り返ってみますと、シャープ勧告による税制などを中心にして、毎年税の制度を根本から大幅に建て直して、みたり、くずしてみたり、まるつきり朝令暮改です。これは終戦後の占領下の特殊事情もあつたとはいへ、このように税法をなぶりものにしたのは、納税者の方々は税法を真に理解できるわけがない、ここに、われわれまず反省をしなければならぬと思ふのであります。そのように毎年いじくりまわしてきた税法でありますから、国税も地方税もまたことに複雑煩瑣でわかりにくいことおびただしいのです。毎年声を大にして税法の簡素合理化が叫ばれておりますけれども、今回政府提案の税法案を見ても、むしろ簡素合理化よりも複雑さがふえておる。実は私は過去ずっと税法審議に携わっております。今回の審議について、この政府御提案の法律案を、せめて全部一通りでも目を通したいと思つて努力したのであります。十日間ほどというものは、雑務を一切避けてこの税法案を研究してみなければならぬ

も、私の頭が悪いのかもわかりませんが、一ぺんや二ぺん税法を読んでも、とても頭に入らない。従つてきょうまで努力してきたが、実はこの審議の法律案全部を読み切ることができない。このようなことで、もう近いうちにこの税法案を衆議院を通過させようということは、これは国民に対してまことに申しわけのないことに思ふのであります。特に戦前の賦課課税の制度なら、これは政府だけの責任といえましようが、今度は申告納税制度をもつて、むしろ納税を理解し、みずから納税するという申告納税制度になつた以上は、国民全般が税法をよく理解して、みずから進んで納税するという制度であります。このような煩瑣な、またむずかしい、ややこしい税法を作つておいて、申告納税が成功するか、このような税法で国民に納税意識の低下を責めても、これはまことに無理な話であらうと思ふのであります。その上に、申告納税とはいへながら、政府御当局のきょうまでの御態度は、残念ながら私に言わせますれば、税法の立案も解釈も執行も政府の一方的な独断と申しましようか、そういうふうなきらいがかなり多いと思ひます。たとえば先日來本委員会において人格なき社団、財団についての質疑、あるいは名義貸し、証券会社の問題、資産所得の合算課税の問題、これらの委員会における主税当局との質疑応答の中にも、税法の解釈や執行がほとんど政府の一方的な御都合主義でめくられておるような節が多い

と思うので、いずれこれらの問題はまた後刻よく質疑をさせていただきますと思います。

さて、そこでこの複雑難解な法律であり、また一方的な解釈で行われておられると思われる日本の税法の欠陥を、具体的に典型的に現わしたと思うのが、この利子所得課税の問題であります。その意味合いにおきましてこの問題を究明したい。住民税において利子所得がかかるのか、かからぬのか、この全国民に深い影響のある大きな問題が、日本で最高の、最も専門の権威ある衆議院大蔵委員会、このように連日議論しなければ利子所得が課税されるのか、されぬのか、法律案を読んでもわからぬ。そんなことで国民諸君に納税の協力を頼めようと思えますか。こういう意味において、私はこの問題をはっきりとしていただきたい、かように存ずるのでありますから、これは時間がかりまして恐縮ですが、審議を進めさせていただきたいと思うのであります。

さて、そこで私の質問、これはごく簡単であります。利子所得につきましては、所得税法の規定で所得税がかかることになっております。しかし一方、ただいま審議中の租税特別措置法によつて、一年以上の長期預金に限つて二年間に限つて免税しようとしておるのであります。ところが地方税法においては、市町村民税を課税する場合に、第一種方式によるならば、これは前年の所得税額が基準であるから、その所得税額そのものは、すでに租税特別措置法で免税になっておるから、これは課税しないという事は明らかであります。しかし第二種方式によりま

すと、所得税法第九条の規定によつて計算した総所得金額によるものとなっております。そこで所得税法第九条の規定は、利子所得を含んでおるのであります。第二種方式の場合には、当然市町村民税所得割が利子所得に課税されると解されるのであります。その通りでありますかどうか。これはまず自治庁の税務部長、それから内閣法制局長官の御両人の御答弁をわづらわしいと思ひます。

○林(修)政府委員 ただいまその前提としてお話のございました、税法が非常に複雑で難解であるということは、実は私もさう考へておる次第でございます。私も終戦後、今の新しい税法の立法にはずっと参画してきておるわけでございますが、私もさういふつもりで、この税法をなるべくわかりやすいようにしたいという努力は、実は年々やつてきておるつもりでございます。ただし、この制度が非常に複雑であるために、その目的が容易に達せられない面も現在のところございまして、今後ともなるべくわかりやすいことはわかりやすい、だれでも納税者が見てわかるような税法にしたいという事は、関係当局と協力して、私も及ばずながらさういふことにやつていきたいと思つております。特にいろいろ解釈の通達というものがたくさん出ておる税法でございますから、さういふものがあるべくなしで済ませるようになりたいという事は、私も理想として考へておるわけでございます。

ただいまお尋ねの地方税法の解釈でございますが、これもあるいは多少立法技術の関係でおわかりにくい点もあるかもわかりませんが、これは私ども実はさう考へておるわけでございます。この地方税法の第二百九十二条の今おっしゃった点は、第一号の解釈の問題に尽きると思ひます。つまり住民税の第二種課税方式は、課税所得金額を対象としております。従つて、そのもとになる総所得金額は何かという事が基礎になる。この総所得金額の定義を、所得税法の第九条の規定によつて計算した総所得金額云々としておる点に御疑問の生じた点があると思ひますが、所得税法第九条の規定によりおられるところに、特に御疑問の中心があると思ひます。そこでこの所得税法第九条を私ども見てみますと、所得税の課税標準となる所得の計算のやり方を規定してある規定でございます。従ひまして、ここでいっておられますのは、課税される所得というものの計算は、利子所得についてはどういふふうにとる、給与所得についてはどういふふうにとる、山林所得についてはどういふふうにとる、山林所得についてはどういふふうにとる、計算する、さういふことを言つておるわけでございます。今お話しした利子所得が租税特別措置法で一部免税される、あるいは非課税となる、さういふふうにとる、これも課税されない所得がある、さういふ部分は、この第九条でいっておる部分に入つてこない、さういふ考へるわけでございます。つまり第九条は、課税される所得の計算方式でございます。所得税法の中でも御理解ができませんように、実は第九条自身では、ある所得を課税するとか、ある所得を非課税とするといふことはおられません。非課税関係のことは、所得税法第六条に書いてございます。従ひまして、第九

条自身では、ある所得を課税する、ある所得を課税しないという規定をいっているわけではないのです。これは課税される所得の計算方法をいってあるのだ、私どもはさう考へるわけでありまして、従ひまして、今御疑問の租税特別措置法等によるある種の所得、特に利子所得の非課税あるいは免税の問題は、第九条をここで引いたからといつて、それが当然にここでは課税所得の中に入つてくる、さういふことにはならないのじゃないかと私も思ひます。すでに非課税あるいは免税となつてゐるものは、この総所得金額に当然入つてこない。ここでいっておられますのは、要するに入つてきた所得の計算方法、さういふものだとさういふに考へるわけでありまして、今おっしゃった点に關する限りは、地方税法の二百九十二条の第一号の解釈は、さう解釈して間違いないものだろうと私は思ひます。けれども、さういふ初めに申し上げましたけれども、地方税法を含めまして、各種の税法があまりに技術的で、非常に難解であるという御指摘は、私も同感の点が多いわけでございます。さういふ点は今後なるべくわかりやすい税法にしていくように努力したいと思つております。

○農林委員 ただいまの御答弁によりまして、所得税法第九条は計算の方法であつて、課税対象そのものを規定したものでない、課税対象そのものを規定したものは、所得税法第六条なんだ、さういふことです。所得税法第六条を読むと、利子所得の中で免税になるものは、一項の四号の郵便貯金の利子、郵便振替貯金の利子など、ごくわずかなものです。さうすれば、これ以外には、所得税法のどこを読んでも、課税対象に關する規定というものは見当たらないように思ひます。ところが租税特別措置法を読みますと、租税特別措置法で免税規定というものは、やはり所得税法第九条に基いて免税規定というものが出てゐる。所得税法第九条が計算の方法だけなら、租税特別措置法の第三条のこの文句を読んでもさうない。所得税法「第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、」つまり課税の方法だけじゃない、課税の対象を書いてある。さうしたら、租税特別措置法というものはどういふ意味を表わしますか。

○林(修)政府委員 ただいま御指摘になりましたように、所得税法は、所得税法としての非課税所得は六条に書いてあるわけでありまして、所得税法に關する限りは六条で大体網羅しておるわけでございます。しかしながら、この所得税の免税、非課税の關係は、実は所得税法だけに書いてあるわけではございません。今御指摘の租税特別措置法、あるいはそのほかの法律にも、所得税の非課税あるいは免税關係の規定があるわけでございます。さういふものを受けて、この所得税法第九条は、さういふもので課税される所得金額の計算方式を書いたものである、さういふ考へるわけでありまして、従ひまして、この租税特別措置法でいってあります利子所得に対する所得税の免税の規定、さういふものは、利子所得として計算しないのだ、免税するといふ規定は、当然九条の規定によつて計算したものの範囲外になる、さういふ解釈すべきものであらうと私は思ひます。

外には、所得税法のどこを読んでも、課税対象に關する規定というものは見当たらないように思ひます。ところが租税特別措置法を読みますと、租税特別措置法で免税規定というものは、やはり所得税法第九条に基いて免税規定というものが出てゐる。所得税法第九条が計算の方法だけなら、租税特別措置法の第三条のこの文句を読んでもさうない。所得税法「第九条第一項及び第十三条の規定にかかわらず、」つまり課税の方法だけじゃない、課税の対象を書いてある。さうしたら、租税特別措置法というものはどういふ意味を表わしますか。

○奥村委員 免税の規定が所得税法第六条であるならば、利子所得を免税しようとする租税特別措置法の規定は、当然所得税法第六条に対する免税規定でしょう。それなら租税特別措置法はそういう書き方をしなければならぬ。この点大蔵省の主税局長のお考えをお尋ねしておきます。

○原政府委員 措置法で長期預金等の利子について非課税にしておりますが、それはそれでよろしいのではないかとお尋ねしております。お話しのように、それが一つの法律を見ただけでは見切れない点は、冒頭お話しの問題もありませんが、それは一向さしつかえないのじゃないかと思ひます。

○奥村委員 それでは逆にお尋ねしますが、もしかりに地方の市町村役場当局が、間違つて利子所得に住民税をかけたとする。そうすると、その住民が、つまり納税者が、これは間違つてかけたというので、裁判所あるいは税務当局に抗議を申し込む、その抗議を申し込むための根拠法規はどこにありますか。

○林(修)政府委員 結局その住民税が違法に賦課されたという場合、当然非課税となるべきものを所得金額に加えて課税したという場合、それに対する救済方法でございますが、これは地方税法の中で、異議申し立てあるいは審査請求という規定を置いております。それから裁判所にももちろん訴えられるわけですが、その場合の根拠法規とおっしゃる意味であります。地方税法の今の二百九十二条の一号の解釈として、ここにいう所得税法第九条の規定による所得というものは何をいうかということが、結局今おっしゃった

場合の抗議を申し込むといひますか、異議の申し立てをする場合の根拠になる。ここでいっている通りに、これは第九条の規定による所得といひているのであるから、この租税特別措置法第二条の二でございませうか、ここでいっている利子所得は入らない、そういうことが根拠として言えるのだ。これは免税とする、あるいは非課税とすると書いてある。当然に入らない、そう言えるだろうと私は思ひます。

〔委員長退席、平岡委員長代理着席〕

○奥村委員 これは地方の役場の、第二種方式で課税をしているところのいふゆる納税申告書、その書類の裏面を説めば、もう問題は一番はつきりしているけれども、今その書類を取り寄せてお尋ねすることはできぬけれども、その裏面に、課税標準の算出方法が出てくるわけですが、その算出方法は、所得税法第九条によると書いてある。その以外には何も書いてない。そうすると、この租税特別措置法で免税になっているというところは、法律的にどの系統でわかつてくるのですか。

○林(修)政府委員 その点、確かに今おっしゃったようなところだけ見ますと、おわかりにくい点があるだろうと思ひますが、相対心を得なければならぬところだと思ひます。あるいは税法の書き方にもいろいろ問題があるから先ほど申しました通りに、所得税法第九条のところをこらんになりまして、実は利子所得といふものは収入金額によつて課税するのだとしか書いてない。その利子所得とは何をいうのか

といふことは、一応書いてございませうが、その利子所得のどの部分が非課税であり、どの部分が課税されるということ、これは、第九条自身には書いてない。つまり所得税法の中でも、第六条にある種の利子所得は非課税となるということが書いてあります。それからただいま申しましたように、租税特別措置法の規定により、ある部分の利子所得は非課税となる、あるいは免税となる、こういうことが書いてある。そういうものを受けまして、この利子所得の計算方法が、第九条で出てくるわけですが、課税される利子所得につきましては、収入金額によるといふことになつてくるわけですが、従ひまして、第九条だけでは、実は今の所得税法第六条の方の非課税所得についても、申告の書き方が不親切であるとおっしゃるようなところはあると思ひます。

それと同じように、租税特別措置法につきましても、ある所得を免税とし、ある所得を非課税としてゐるものは、当然にそこで計算すべき利子所得に入つてこない、こういうことになりませう。そういうところにつきましては、申告書の書き方によつて、これこれの所得は非課税であり、これこれの所得は非課税であることを一々書いたら、それは非常にわかりやすいと思ひます。そういう点は、あるいは大いに国税庁、市町村当局も心がけるべきところかとも思ひますが、何分にも今はいろいろの所得の非課税、免税の規定は、所得税法だけでないのであります。租税特別措置法にもたくさんございませうし、そのほかにも例をあげれば、たとえば国家公務員共済組合法にもございませうし、いろいろな法律に突

はたくさん所得税の非課税の規定が入つてゐる、そういうものを実はみんな見ませんと、自分のある所得が非課税であり免税であることがわからないう。そういう点におつしやるようなわからにくさがあるのかもしれない。が、実はそういうものを全部合せて見なければならぬわけでありませう。

○奥村委員 それでは、お尋ねの方法をまた変えまして、昭和三十一年産米あるいは昭和三十年産米についての所得税の臨時特例法といふもの、これは租税特別措置法とは別な単独立法で、所得税に対する特別措置がありませうが、これはやはりこの法律の住民税に適用されるのですか、税務部長にお尋ねいたします。

○奥野政府委員 そのように考えております。

○奥村委員 この間も申し上げましたが、自治庁の税務部から、第一種課税方式では所得税を課税標準にするから、国の所得税の課税対象は全部かかつて、はずれるものは全部はずれる。しかし第二種課税方式では、国の政策的な免税規定を受けないといふことをみずから表明しておるのですが、もうみずから表明してお書きになつた問題点を、税務部長みずから否定していかれる。これはこの間も問題にしましたので、これ以上言うたつて水かけ論ですから、やめておきませう。

そういたしますと、結論から言いますと、住民税を納税する納税者として、米に税がかかるのか、あるいは利子所得に税がかかるのかといふような課税標準は、みずからの所得を申告するの、あらゆる法律を讀まなければ申告できぬことになるのですか。

○奥野政府委員 地方税法の問題につきまして、一つには、所得計算が国の場合と地方の場合において二途にできれば、国民が迷惑するじやないだろうか、こういう一大原則を考へてゐるわけでございます。もう一つは、税金額を見ます場合に、国がいろいろな政策上の考慮をいたして参ります、その政策の結果をそのまま地方に押しつけるとも適當ではないだろう、こういう一つの考へ方も基本に持つてゐるわけでございます。そういう意味から、政策的な配慮をいたします場合には、所得の計算そのものを変更しないで、なるべくならば税額から特殊な部分は控除するといふような書き方をしてみたい、こういうことで、国税庁との間では常に協議を重ねておるわけでございますので、その点については御了解を得ておきたいと思ひます。

もう一つ非課税所得の問題は、たとえば納税貯蓄組合法を讀みますと「納税貯蓄組合預金の利子については、所得税を課さない」と書いてあります。あるいは「当せん金附証票法では「当せん金附証票の当せん金品については、所得税を課さない」と書いてあります。こういういろいろな単独の法律があるわけでございますが、いずれも所得税が課されませんので、その総所得金額に入つてこないといふ考へを持つてゐるわけでありませう。しかし昨日奥村さんから、二百九十二条の一号の規定につきまして御意見がございました。私たちが御意見にもつともないところがあると思ひます。その表現について、そういう疑義のあるような規定につきましては、その表現につい

て適当な修正を加えるべきだという考
え方を持っておられますので、適当な機
会に善処したいと存じておりま
す。

○奥村委員 それでは住民税の方は、
所得割第二種方式、第三種方式の場合
は、利子所得には全然住民税がかから
ないというわけですか。

○奥野政府委員 所得税を非課税とさ
れております利子所得、これは第二種
方式、第三種方式の場合におきまして
も、総所得金額には入ってこない、か
ように考えているわけでございます。

○奥村委員 これは、もう一ぺん資料
を取って調べねばいかぬと思ひますか
ら、税務部長に資料の要求を申し上げた
いと思ひます。それは、たとえばた
いま所得税は確定申告をやっております
が、国の所得税確定申告などは、御
承知の通り確定申告の用紙なりその説
明書に、非常にこまかく、こつこつ所
得はこつこつにふりかかる、こつこつ
ふりに計算しない、あるいはこつこつ
に控除があります——近ごろまことに
親切丁寧に申告書を配っていただ
い、あれさえ一日見ればすぐ自分の所
得が計算できるようになっている。こ
れは、奥野さんも自分で申告なされて
わかることと思ひます。そうすると、
これと同じように、住民税はそういう
申告書や賦課する場合の指導、納税者
に対する説明といひますか、そういう
ことをやっておられますか。特に第一
種方式、第二種方式、第三種方式と専門
家であつてもなかなかわからぬ。第二種
方式のただし書き、第三種方式のただし
書きと、とても複雑で、それぞれに課税
の方式、計算方法が違ひましたらば、
納税者がその説明書を見れば自分の所

得の申告だけはできる、またどうい
うわけにこつこつ課税がされるかとい
うことがわかるという親切な説明書を出
しておられるのですか、また役場が出
せるようなそういう基準とか説明を出
しておられますか。

○奥野政府委員 市町村住民税の申告に
つきましては、従来当然申告しなければ
ならない規定になっておりますの
を、申告させることができる、条例で
きめればできる、こつこつに直し
たわけでございます。言いかえれば、
税務署について調査をすればわかるこ
とならば、なるべく二重に申告をさせな
いで済ませたいという配慮に基いてい
るわけでございます。同時に、また申
告書を徴します場合におきましても、
その準則的なものを示しているわけ
でございますが、その場合におきま
して、国の税務署について申告した結果
だけをそれに書かせるというふうな方
向で指導して参つていくわけござい
ます。

○奥村委員 御承知の通り、税務署の
申告はおのずから申告が違つては
ずです。と申しますのは、第二種方式
のただし書きによりますと、扶養控除
とか、あるいは医療控除とかいろいろ
いふな控除は、所得税では認めてある
が、地方税では認めていない。ただ単
に基礎控除だけあります。そうする
と、扶養控除その他いろいろな控除を
考えますと、所得税は申告しなくても
いいけれども、住民税は課税されると
いふのがずいぶんたくさんある。むし
ろそういうのが数において多い。税務
署で指導なさる所得税の申告をなさつ
た方は今の御答弁でよろしいが、それ
じゃそれ以外のものにはどういふ
御指導をなさつておられますか。

○奥野政府委員 私の申し上げており
ますのは、必要な経費でありますと
か、あるいは総収入金額であります
か、そういうものにつぎましては、国
の税務署に提出いたしました金額を書
かせるようにいたしまして、その場合
に、その内訳といふことになりま
す。国税の場合でも同じことでありま
すが、膨大な分量にならうと思ひま
す。また国の所得につぎましても、農
業所得等の場合においては、市町村も
ずいぶん協力して、むしろ納税者に対
しましていろいろ力を貸しているとい
う場合も多いだろうと思ひます。こ
うな場合も多量に今申し上げましたよ
うに、簡素な扱いをしていきたいとい
ふふうな考え方から、申告書の様式に
ふりましても、できる限り国にとられ
ているものは、それによりまして二重の
手続をかけさせないようやり方をし
てみたい、こつこつに配慮をしてい
るわけでございます。

○奥村委員 それでは、今の御答弁に
よると、必ずしも申告納税でないから、
そういう親切な手配をしていないとい
うことです。それならば、市町村長が
賦課する場合のその賦課の所得調査の
基準、方法、そういうものは、市町村
長には指導しておられるはずですが、
その指導の何か通達とか、あるいは
な型とか、あるいはいろいろな説明と
か、そういうものは出しておられるの
ですか。

○奥野政府委員 地方税法の建前が、
前年の所得について適用せらるべき所
得税法の規定に基いて算定するとい
うことになっておりますので、それで
国についてとられておられる方針を
ま地方についても示しておられるわけ
でございます。なおいろいろ御疑問の点も
おありかと思ひますので、関連いたし
ます事項を御連絡いたしたいと思ひ
ます。

○奥村委員 先ほども申し上げました
ように、所得税の納税者だけに限るの
じゃなしに、第二種方式によりま
す、所得税はかかるけれども住民税はか
かる、つまり年収二十万円以下でもか
かるわけですか。基礎控除だけを認めて
おる、あとの扶養控除を認めておら
ぬ、あるいは医療控除その他のいろ
ろな控除がある、それを住民税は認め
ておらぬでしょう。そうしたならば、
そういう所得税は納めない。市町村の
役場だけで住民の納税者の所得を調査
することが多い。その調査の方法、課
税標準、その他役場に基準にな
るような説明書きは送つておられるの
ですか。

○奥野政府委員 先ほども申し上げま
したように、申告をさせます場合の様
式につぎましては、総理府令で示して
おられるわけでございます。その中には、
もとより控除すべき額として、基礎控
除とか扶養控除とかいろいろな種類の
ものも出て参るわけでございます。も
とより所得決定につぎましては、所得
税法の第九条の計算方式、これが基本
になつておられるわけでございます。税
務署で計算されます場合にも、計算し
た総所得から諸控除を引いた結果失格
になつてくる、やはり失格者について
の調査も一応あるわけでございます。の
で、両者で相互に協力をし合ひなが
ら、できる限り資料は利用することに
いたしておられるわけでございます。申告に
当りましては、所得税法第九条のあの
計算の仕方につつた申告を出させ

るということにならうと思ひます。実
際上の問題といたしましては、税務署
で調査した結果控除失格になつてい
る、そういうものにつぎまして、さら
に市町村住民税が課税できる場合には、
そのものについて市町村が課税をす
る。しかしいづれにいたしましても、
両者につぎましては、税務署と市町村
との間で、十分に力を貸し合つてい
くという態勢は、強化するように努力も
いたしてきておられるわけでございます。

○奥村委員 つまり課税の調査の方法
など、税務署で納税者に説明を出すよ
うに、せめて市町村長あたりまで自治
庁から説明書きくらいは出しておい
てくれれば、それを資料にこの委員会に
出して下されば、それをもとに審議す
れば、この問題は何でもないのです。
ところが今の御答弁によると、そう
いふ親切な指導もしておられない、た
だ頭から所得税法第九条によつて計算
しろとあなたに指導しておられるの
でしょう。そうすれば、所得税法第九
条は、まず利子所得にかかるということ
になつていくのでしよう。そんな指導
を受けて、納税者にとつて、あるいは
市町村長にとつてどうして仕事ができ
ますか。これは議論になります。そ
ういふ問題を究明する資料はござい
ますか。

○奥野政府委員 いろいろな通達が
ございますから、御参考に御連絡いた
したいと思ひます。

○奥村委員 税務部長に伺ひますが、
地方税法三百五十五条、同じく三百六
十条、これによりまして、税務署の所得
税の決定が少な過ぎたりあるいは間違
いがあつたり、あるいは申告書を出さ
なかつたり、そういう場合には、市町

○奥野政府委員 いろいろの通達が
ございますから、御参考に御連絡いた
したいと思ひます。

○奥村委員 税務部長に伺ひますが、
地方税法三百五十五条、同じく三百六
十条、これによりまして、税務署の所得
税の決定が少な過ぎたりあるいは間違
いがあつたり、あるいは申告書を出さ
なかつたり、そういう場合には、市町

○奥野政府委員 いろいろの通達が
ございますから、御参考に御連絡いた
したいと思ひます。

○奥村委員 税務部長に伺ひますが、
地方税法三百五十五条、同じく三百六
十条、これによりまして、税務署の所得
税の決定が少な過ぎたりあるいは間違
いがあつたり、あるいは申告書を出さ
なかつたり、そういう場合には、市町

村長みずから納税者の所得を決定する、あるいは場合によっては、税務署の決定が不当である場合には、全部税務署の決定を否定して、市町村長みずから所得を決定する、こういう規定がある。そして、市町村長の決定が正しかった、こういうふうなことが現に全国にあるのです。御承知の通り、給与所得と給与以外の所得と、これは大へんなアンバランスというところは全国でわかつていて、現に臨時税制調査会では、これをこまかく書いてある。そこで市町村長は、税務署の調査はなまぬるい、非常に不公平だということで、税務署の決定を参考しないので、市町村長みずから決定しているのがたくさんある。これは一つ大蔵省もよく聞いておいてもらいたい。もう税務署の決定そのものがあまり信頼されておらぬ。どこに行っても市長さんとか助役さんとか、月給取りの方の住民税が多くて、給与所得以外の人はかなりはでな豊かな暮らしをしながら税金が少い。明らかに税務署の決定に手落ちがある。これは全国の世論であります。従って、市町村長は税務署のそういう調査を当てにしないで、市町村長みずから決定する。そういう規定が三百五十五条、三百六十六条にある。その場合には、その調査決定したことを、今度は親切に税務署長に知らしてあげる、こういうことになっていくのだが、そういう事例は今自治庁の方へたくさん上っているはずですが、どういふことになっておりますか。

○奥野政府委員 税務署の管轄区域全体につきまして、負担の均衡を欠いていてという場合には、三百六十六条の規定に従いまして、市町村長が全面的に計算をし直すということになっているわけでありまして、この場合には、自治庁長官の許可を得るわけでございますので、どういふ町村においてそういう処置をとったかということがよくわかるわけでございます。これは三百六十六条の規定による場合でございます。これは、昭和二十五、六年あるいは七、八ごろまで数町村ずつございましたが、最近では全然ございせん。三百六十五条による場合は若干あるかと思ひますが、むしろ表面立つてこういう規定を適用するというよりも、事前に相互協力し合つて適正課税に持つていっているのじゃないかと存じているわけでございます。従いまして、三百六十七条の規定によつて、正式な通知をしてきたという事例につきましては、最近私の方では、別に報告を取つておりませんので承知しております。

○奥村委員 それじゃただいまの二つの規定に基いて、税務署の調査によらずに、市町村長みずから納税者の所得を調査決定する方法は、どの法律に基いて調査決定するのか。それは、私の解釈では、地方税法二百九十七条に書いてある。これは、前年の所得について適用されるべき所得税法の規定に基いて計算したもので、これは包括的な規定であります。せめてこの包括的な規定の中へ、なぜ租税特別措置法を含むと書いてないか。書いてなければ所得税法だけでしょう。これは法制局長官どうですか。

○林(修)政府委員 先ほど申し上げました通りに、今の二百九十二条の総所得金額——非課税所得というものは、当然課税されるべき総所得金額から抜けてくるわけでありまして、その点は、実は問題ないと思ひますが、今御指摘の二百九十七条、これは所得税法の規定により計算したということになっておりますが、今申しましたように、課税標準の計算方法は、もうすでに租税特別措置法がそこに入り込んで計算される場面が多いと思ひます。従いまして、課税所得の計算方法は所得税法に乗つて、大体それでいくのじゃないかと思ひます。この規定の書き方としては、そういう意味で、租税特別措置法が内容的に当然含まれてくるものだと思うわけでありまして、しかし、御指摘のように、租税特別措置法が書いてないといふことは、一般には多少わかりにくい点があると思ひます。こういう点は、将来の法律改正のときにもつとわかりやすくした方がいいと思ひます。内容的に検討していけば、租税特別措置法は当然この中に入り込んでくる、かように考へております。

○奥村委員 きょうじゅうにこの問題を明確にすることはおそらくできないと思ひますが、衆議院の法制局の方もおられるはずですから、これは衆議院の方でも御研究をお願いしたい。いずれまた適当な機会に、衆議院の法制局の解釈を聞かしていただきたいと思ひます。

と申しますのは、所得税法第九条には、はつきりと所得計算の方法が書いてある。これを説けば、利子所得がかかることになっておる。ところがかかるかという規定はどこを探してもない。ただ第九条に對する租税特別措置法はあるが、これは所得税を適用する住民税については何にも書いてない。

そういうふうな御答弁にしなければ、政府の立場は立たぬのでしようが、これは明らかに政府のミスだから、もつとすなおに法律を改正して、納税者が申告を書くのでも、あるいは賦課されてでも、読んで簡単にわかるような税法にしてくれなければ、この大事な問題は何かかかつて議論が尽きぬと思ひます。だから納税に協力を願つても、それは無理だといふことになる。この点、政府当局にも反省していただかなければならぬし、われわれ国会議員も、こういうことをもう少し反省せねばならぬと思ひまして、まことに執拗な質問で恐縮でありましたが、質問を申し上げた次第であります。

ただいまの法制局長官の御答弁は、私は納得できません。課税対象は所得税法第六条で定めて、計算方法は所得税法第九条で定める、そういう解釈ですが、それならば、租税特別措置法で免税規定は、やはり非課税の規定である所得税法第六条に規定してなければならぬ。ただ課税の方法だけ規定してあるでしよう。その点はもう少し研究して、また別の角度からお尋ねしたいと思ひますが、きょうはお二人とも非常に急ぎのようでありまして、この程度にいたしておきたいと思ひます。

私は、續いて主税局長並びに国税庁長官にお尋ねしたいと思ひます。近ごろ税法がかなり公平性を欠いておる、それから税法の執行もかなり乱れておるといふことを心から私は遺憾に思つておりますので、この根本改正の際に、何とかわれわれも反省し、また御当局も一つ反省を願ひたい、こういう立場からかなり深刻な質問を申し上げます。

けれども、この点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

先日米石村委員初め、名義貸しの問題について御質問がありました。なかなか適当な御質問で、私も実はそのとき関連してお尋ねしたいと思ひましたが、時間の都合上今日まで延びましたが、石村君とは多少別の角度でお尋ねいたしたいと思ひます。三月八日の朝日新聞の「声」という欄に、吉井一夫さんという税務署員の投書が出ております。これは、私はしとして末端の税務官署で徴税に努力しておるまじめな税務署員の痛切な声であらうと思ひます。ちよつと簡単に申し上げます。税務に携わる者としていささか恥かしいが、先日の本紙朝刊を見て、わが目を疑つた。「問題化した名義貸し」の記事である。これによると大口投資家が大量に株を買入場合、証券会社に頼んで名義人になつてもらう。総合課税を免れ、元金の出所を税務署に追及されずに済んでいたやうである。周知の通り所得税法に実質課税の原則(所得税法第三条の二)が定められており、名義のかんにかかわらず実質所得者には課税しなければならぬ。そのために収税官吏には質問権が与えられている。われわれは所得税法の規定に従つて、住み込み店員の食費や学生アルバイトの賃金まで課税すべきものには、情を押えて課税の手続をとり、法は普通であり、税務は公平であると思ひながら、この記事を見て思わず冷汗をかいた。「乏しき」を憂えず、ひとしからざるを憂う」といふが、血税を納めてきた国民は黙つていないだらう。われわれは納税者の方々をだましていたことになる。おそろしいことだ。まさに法

治國以前である。国会では直ちに政府当局を糾弾すべきであり、国税庁はその実情を公表して、直ちに課税措置をとらなければならぬ。これまで国の租税債権が無効に放棄されてきたことを指摘できなかった会計検査院もその責めを免れないと思う。これはおそろしく税務に携わっておる全国六万の税務職員の痛切な声であらうと思う。公平な税を執行しておると思えばこそ、薄給でがまんして努力しておられる。ところがわれわれこの税法をそのような気持で立法しておるか、また上の方々がそういう御指導をしておられるか、この点を一つ反省してみたいと思うので、その気持をもってお尋ねをしてみたいと思うのであります。

まず問題になつておる証券会社の名義貸しの大体の総株数、総金額、それからその配当金額、年間総額はどのくらいなものでしょうか。

○農村委員 先日もお尋ねがありました。御返事に困つたのですが、わかりません。わかりましたらほうっておくはずはないものであるのですが、ただいまの質問検査権の範囲ではわからない。大へん遺憾であります。ここにこの改正をお願いいたしてはつきりするようになりたいと思つておるわけでありまして。

○農村委員 それはわからぬのですか、調べようと思つたのですか、その点私は突きとめてみたいのです。

○渡邊政府委員 全体で幾らになるかというの、正直言ひましてわからないうと申し上げた方が適切だと思ひます。結局証券会社におきましては、名義貸しの分は、自分の本来の帳簿から一切別にしております。それで、現在

御承知のように法人の受け取りました配当は、益金に算入しないという制度になつておりますために、これが益金に算入するという制度であつた昔であります。たとえば税務署の方へ集まつてくる資料と法人が計上しているものと突き合せて、その差額というものを探究していく手もないではございませんが、この場合におきましても、全部が全部これが出るというわけのものでもございません。そういったこともございまして、現状におきましては、証券会社が自分で本来持つておる株の分、これだけはもちろん資産に計上し、それから上つてくる配当は収益に入れておられますが、名義貸しの方は、公然別個の帳簿にしているようにございまして、わかりません。しいて推定すれば、資料の方で出てきた数字とそれとの差額ということになるわけですが、その資料の集計というものは相当手数がかり、全国的にこれをすることも困難な実情でありますので、現状におきましては、遺憾ながらわかつておりません。

○農村委員 新聞によりますと、これは、その記事の出所は明らかであります。せんけれども、東京だけで時価にして三、四百億円もあると言われておるというので、新聞ですらそういう見当をつけておるわけですが、大ざつぱなところで見当はつきませんか。

○渡邊政府委員 われわれ新聞がどういふ根拠に基づきましてそういう推定をしたか、ちよつと根拠を聞いておられますし、私の方で数字を申し上げるようになりますと、相当責任を感じるわけでございますし、今言つた程度の材料では、ちよつと推計もいたしかねると思つております。

○農村委員 もう一つの新聞によりますと、時価大体四、五百億、それで配当金が年約三十億圓くらい、こういうことも言つておる。それじゃおわかりにならないのですか、言いたくないのですか、どちらですか。

○渡邊政府委員 言いたくないのではありませんが、正直言ひましてわかりません。

○農村委員 所得税法第六十一条によりますと、配当金を支払う会社は、支払調書を出しておる、これはその通りやつておりますか。

○渡邊政府委員 その制度は遵守されております。

○農村委員 その支払調書からその証券会社を全部調べていけば、少くとも配当金の支払い総額は、証券会社ごとにつかめるはずですが、そういうふうになりませんか。

○渡邊政府委員 先ほども申し上げましたように、その甲なら甲という証券会社の資料を集めて、それから乙なら乙という会社に一応載つておらず収入金額、配当の金額を調べまして、その差額を算出すれば、一応の数字は出てくるべきものとは思ひます。ただ御承知のように、こまかい金額であります。一万円以下の資料は入つてこないという点が一つございまして、推計だから、そんなものは要らぬというところで推計すれば出ないとは思ひませんが、しかし現状におきまして、そうした資料を全部集計し、同時に数ある証券会社のトータルを集めるということは、いまだやつておりません。

○農村委員 今の実質課税の規定によつて、そういう配当を証券会社を通してやみで受け取るということは、二重、三重の脱税であります。また税務当局も、実質課税の原則によつて、そういう悪質な脱税は取り締まなければならぬ。その方法がちゃんと所得税法第六十一条で規定されておる、配当を払う会社から税務署へ調査の資料がいつておる。それを全部調べれば、それで証券会社に対する配当金の支払い金額がわかるでしょう。やろうと思へば何でもないじゃありませんか。また大蔵省にやらなければならぬ義務があるのでしよう。どうしてそれをおやりにならぬのですか。

○渡邊政府委員 今お話しになりました点で出て参りますのは、結局証券会社の収入になつていません。しかし、一応証券会社の受取金額というものは出てくるわけでございます。しかし問題は、そこではまだいわざれば口でございまして、それが一体だれのものかというところに問題がかつてくるわけでございます。そこをきわめさせんと、問題は進展しないわけでございます。その点につきましては、一応税法は質問検査権というものをわれわれに与えて下すつております。従ひまして、われわれの質問検査権によつてこれはできるわけでございます。しかし相手が質問に応じなかつた場合、これにつきましては一応刑法の罰則がございまして、しかし、それ以上問題が進展しません。ですから、今までのところにおきましては、質問に応じないという格好、応じないというよりは、のらりくらりとしたような態度に出られた場合——はつきり質問に応じないという格好が出た場合はいいですけれども、応じるがごとく応じないかのごとくだらだらしているといったような事実があるものでございまして、われわれもある意味において非常に遺憾に思ふ。いわばこずらされる。従ひまして、こういつたようなことを続けていたならば、なかなか一つ一つの証券会社をいわばシラミつぶしにやつていかなければならぬわけでございます。特定の証券会社をやつただけなら、相当の人数をかければできないことはございせんが、それだけでは問題が解決しないわけでございます。どうしても今改正をお願いしているような意味において、証券会社の方から進んでその調査を出すということをやつていただく必要があるんじゃないか、かように考えております。

○農村委員 その証券会社の名義の株に対して、事業会社が証券会社へ配当金を送る、この場合には、法人から法人へ配当金が渡るわけですから、源泉徴収はするのですか、しないのですか。

○渡邊政府委員 源泉徴収はしております。

○農村委員 そこで、証券会社の法人税の課税について調査をしておられると思うが、そうすると、名義貸しの株式は、証券会社の資産に上つておるのですか、上つておらないのですか。

○渡邊政府委員 先ほども申しましたように、証券会社の名義貸しの分は、証券会社の資産には上つておりません。

○農村委員 そうすると、先ほど申し上げましたように、その配当を支払つた事業会社が、配当支払調書を税務署へ出している。そうすると、莫大な配当金が証券会社へ支払われておる、その配当金の受け入れは、証券会社の収入には上らぬわけですか。

○渡邊政府委員 先ほども申しましたように、証券会社の方では、名義貸しの分につきましては、資産にも上げておりませんし、それから受け取りました配当を自己の収入にも上げておりません。

○奥村委員 そうすると、実態はどうなりましょか。その配当はやみからやみへ流れていくということになります。まさか証券会社も無手数料でやっておらない、手数料をとっておるとすれば、その手数料がまた証券会社の帳簿に上つてこなければならぬ、その点からいっても、証券会社の法人税の課税が少し手ぬかりじゃないのでしょうか。

○渡邊政府委員 手数料は証券会社が収入に上げております。それから源泉の控除の分ですね。先ほどの法人が法人から配当を受けた場合に源泉徴収するの、これは源泉徴収します。同時に、その会社が持っている株式の所有株、そういうものにの応じまして、それは御承知のように、法人税から控除する制度になっております。これはもうよく御承知の通りであります。それで証券会社の課税に当りましては、証券会社として、自分の本来の株式の分について、源泉徴収された税額だけを控除してもらっております。そういう関係になっておりますから、証券会社の課税そのものについては、これはもう個々の証券会社、いろいろありますけれども、それは税務署の方で間違いがあれば、更正決定もしておるわけですし、その点は特別な問題もないと思います。問題は、証券会社の帳簿から全部はずしている名義貸しです。で、われわれの方としては、証券

会社の方へ支払ったという配当の支払調書と証券会社の帳簿に載っております配当金が合っておりませんから、従つてこれはおかしいじゃないかというところから探求していきまして、名義貸しがあるのだ、そこまでは出てくるわけですが、で、お話しのように、その支払調書を全部集めて、そうして全部集計してみると、大体の概数はわかるわけですが、今までのところ、数ある中ですから、まだ集計ができていない。結局問題は、その突き合つていない分が一体どういうふうになつて違つておるか、これはもう証券会社について調べる以外にちよつと手だてがないわけなんです。その点について、先ほど申しましたように質問検査権がわれわれの方にあるのですが、なかなかそれに対して証券会社が明らかにしてくれない。で、質問にの応じなければ、まあばかす点もありますけれども、必ずしもばかす点ばかりでなく、ちよつとばかされるという、われわれの方も、はつきりそこまでいきかねるというのが現在の状況であります。

○奥村委員 それなら国税庁の方で配当の支払調書を集めて、証券会社ごとに支払い金額をまとめて、そうしてその行き先を突きとめようとするれば、これは私はできると思ひますが、それはいろいろ事情がありでしよから、これ以上私は追及をここでちよつと差し控えますけれども、しかし末端の税務職員になりますと、わずかな弁当代やほんのちよつとした金をびしびし取り立てさせられておつて、そうして証券会社には手をつけるな、こういうことを上の方から御指導になるので

は、税務職員の士氣、能力というものはまさに地に落ちる、私はそこを一番悲しむので、今回こういうことをおやりにならうということはまことにけっこうであります。問題はその政令の内容であります。うわさによりまして、百万円以上報告させるといふようなことを陳情しておるという話であります。もつてのは何かのことで、そんなことをするのなら、法律を作らぬ方がまことにすつきりしているが、幾らにするか。この間の石村君の質問によりまして、一万円プラス・アルファといふような御答弁であります。そういふ点についても、もう少し確たる態度を示されたらいかですか。私は、むしろこれは政令でできるよりも、国会で法律にすべきものだと思う。こまごま御当局が腹をきめてやられるなら、これは国会でできるべきだ。なぜ政令できめなければならぬか。政令できめるというものは、法律よりもっと簡単に政府独断できめていく、あるいはきめ直そう。しかしそういうことをやる

と、現に政府が、非常な不公平な現在までの処置でしよ、それをまた今度不公平な限度を作つたら意味がなくな。そういう意味において、私は法律できめるべきだ、こういうふうにも思ひます。ですから、やろうと思へば、今までの名義貸しの脱税、これは何でもいいたかくなければならぬ。私の個人的意見としては、この法律を審議するに

ついては、この際今までのその問題をどうやられるか。あるいはわれわれ委員会としても、ただ法律を作るだけでは意味がないし、またその法律の執行をよく研究していかなければならぬ。

こういう意味において、名義貸しの実態を国税庁がつかんでおられぬなら、一つ当委員会において国政調査でその実態をつかみ、その結論に基いて政令をきめる、われわれの意見をとつて政令をきめる、これなら話がわかる。それは、そのくらいに国会をもう少し尊重して考えてもらわぬと、なまやさしい御答弁ではわれわれは満足ができません。しかし、これはほかの同僚諸君の御意見もありますから、あまり行き過ぎるとあとからしかられますので、この程度にしておきます。

さて同じく所得税法第六十一条の支払調書について、今度は銀行その他金融機関の預貯金などの利子の支払い、これは法律がこういふふうになつておりますが、実際は今支払調書を出させておりますか。

○原政府委員 ただいま利子は非課税になっておりますので、調書はとっておりません。

○奥村委員 調書はとらない——私も実はこまかく研究したのですが、六十一條に基いて、施行規則の六十四條、施行細則の二十五條、二十六條をすべて研究してみますと、全部とつておられる。支払いは、五千円以上は全部とつておられるように読み取れまして、これは先ほどのお話で、どこへどんな法律が隠されているかわかりませんので、どこかにそういうところぬでいいという法律があるなら、どこへ隠されているのか、一つ私に教えていただきたい。

○原政府委員 租税特別措置法の現在の分の第二條の二の二項というのに、非課税の利子所得の支払いを受ける者及び支払いをなす者については所得税

法第六十一條第一項中利子所得についての規定は適用しない、法律ではつきり支払調書をとるといふのをはずしておるわけでございます。

○奥村委員 今度の改正法案もそれを受けていくつもりですか。

○原政府委員 改正法案におきまして、第三條の第四項におきまして、非課税になる分については適用しないという規定を規定いたしております。

○奥村委員 無記名の預金は税法上認められておりますか。

○原政府委員 これは税法上認めておるという制度ではございません。実際の慣行でやっておるわけでありまして。

○奥村委員 もし必要があつて税務官吏が調査した場合、無記名預金ということになると調べる方法がないというのですが、これは検査調査の点から見るとどういふ関係になりますか。

○渡邊政府委員 調査の問題ですが、私からお答えした方がよいと思ひますが、従来こういうやり方で行つてきております。無記名預金を、たとへば私の方で銀行に行きまして、君のこの無記名預金の帳簿を全部出してくれと言つて、その分の無記名預金の預金者の名前を調べる云々といったようなことは、われわれの方としては、ちよつと行き過ぎではないかという考え方です。これはやっております。しかし検査などの場合におきまして、他のいろいろな取引銀行がわかつて、その取引銀行に当該問題の人の無記名預金があると大体の確信が持てますと、令状をもちますが、原則として令状をもちつておりますが、その場合におきましては、銀行に行きまして、何の何が

ます。従つて、私もこの大蔵委員会においても、毎年の国政調査などで各地方の税務行政を見せたいだくにつれて、主としてお知らせの制度のいかんということをも十分に研究して参つた次第であります。そこで、これに対しては、この委員会でもかつてたびたびいろんな意見があつて、私も実はある種の考え方を持っておるのであります。ただいまの御答弁によりますと、お知らせ

だくように努力しようという方に重点を置いておりますが、しかしこれもい
わば質の向上、ごく簡単にいえばその
方に努めておりますが、同時に質の向
上がある程度いけば今度量の方をふや
す、そういうふうに、質と量とを見合
いながら順次青色申告をふやしていく
ことによって、いわゆる推定課税の方
法によらなくても済むようにやってい
きたいと考えております。しかし必ず

よりもほほ安くきたら、うまうまとそれを受けてやる。それから腹つもりよりも高くきたら、それは正確な所得ということで自分の帳簿で出す。そうすると、完全あるいはほぼ完全に把握できたお知らせならそれで所得が把握できるでしょうが、たくさんなのですから、中には把握のまずいものもあるので

腸つねより少ないと、これならいいた
 ろうとか、そういう意味において、
 確かにおっしゃる面が一つあるとは思
 います。しかし問題は、そこだけでは
 なくて、むしろ基本的には、税務署の
 調査が正確にできるかできないかとい
 うことにあるんじゃないかと思いま
 す。たとえお知らせ制度でなくて、
 納税者の方から自発的に申告を出す場

務に於ける鬱鬱も上つていくのじゃないだろうか。いろいろな考えで参りますと、今提案されております減税が実施されるといふのは、一つのいい機会なんですから、この際お知らせ制度という従来のやり方をやめて、先ほど申し上げましたようなことを中心としなやり方に切りかえていく一つの時期じゃないだろうか。われわれも、ど

らかといひますと、ここ数年お知らせ制度でやつて参りました。私もちやうど東京の国税局長をやつておりました、お知らせ制度についても、私なりに利害得失を相当考へてやつてきたつもりでございますが、いい面と悪い面と両方あります。従つて、いろいろ御議論になつておる申告納税の本来の制度からいつたらおかしいじゃないかといへば、これはまさにその通りなのであります。従つてわれわれの方としては、来年度からはお知らせ制度をやめ、先ほど申しましたような構想でやつていけば、そう大きな支障はないだらう、同時に奥村委員の御関心の的になつております、どうも把握がつかないじゃないか、調査がつかないじゃないかという点は、われわれの方の調査をさらに合理的、科学的なものに持つていく、あるいはそれと並行して、税率が下ることによつて税負担そのものがさう無理でなくなつてくれれば、納税者の方においてもいやな思いをしなから、あるいは過小申告加算税というよりなことを言われながら、無理な偽りの申告をなさることも漸次なくなつてくるんじゃないか。そういった意味において、明年度からはお知らせ制度をやめたいと考へてゐるわけでありませう。

○奥村委員 給与所得とその他の所得の把握のアンバランスが年度の税制改正の大きな問題であつて、それがために税率を大幅に軽減するとか、いろいろ年度の改正が企図されてゐる。そうすると、今の長官のお話のように、法律改正をして、特に所得税中心に大減税をするが、そのかわりに、所得の把握をうんと向上して正確を期するといふことが当然不可分の問題で、われわれとしては、この法案を通す場合に、国税庁長官から、この法律が通つた場合は、このように申告所得の把握は完全を期すという確たる御確信のあるところを聞き出さなければ、この法律は通せぬというところですか、もう少し聞きたいのですが、時間の関係もありませうから、また午後にもいたしたいと思ひます。

○石村委員 本会議も定刻に始まるので、すから、ごく簡単に名義貸しの件について、関連的にこの前の質問を補足したいと思ひます。

ただいま渡邊長官の御説明ですと、証券会社は帳簿を別にしているといふことですが、証券会社として、名義を貸しているのだからというので配当金を受領して、証券会社の収入をあげるわけにはいかぬでしょうが、これは企業経理上は、当然仮受け金ぐらゐにはしなければならぬはずのものだと思ひます。これを別個の帳簿で内緒で書いておくのは、いわゆる二重帳簿の一種で、証券会社が意識して、犯意があつて共同で脱税をやつてゐるということになるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○渡邊政府委員 石村さんの御質問のねらいがちよつとわかりませんが、仮受け金にしましても、結局証券会社自身の所得には関係ないわけですから、従ひまして、証券会社の法人税を免れるとか免れないという問題には関係ないわけですから、要するに別帳簿にしていることによつて、いわゆる名義を借りてゐる人の脱税の共犯じゃないかといふことだと思ひますが、その点は仮受け金にしておいても同じであります、問題はわれわれの方の質問検査権による質問に対して、相手方が答へる答へないといった問題が中心ではないかと思ひます。仮受け金にしておきましても、結局これは人の物だといふだけで、経理のやり方としては、その方が会計原則から見ても正確ではないか、証券会社だつて、一応それを預かり金にしておきながら、それがたまたま亡失したらどうなるのか、いろいろな責任問題があるでしょうから、どちらが企業原則からいつてより正しいか、これは議論があると思ひますが、私の方の法人課税という関係からいひますと、結局仮受け金を整理して、それに見合う預金とか何かを両建て計上しておきましても、全然それを同じにしておきましても、法人所得の計算には影響がないわけですから、その意味においては、問題はやはり別帳簿にしているのが云々というのでなくて、名義貸しをした、それによつてに名義貸しをしてゐるかといふことについて、証券会社が言を左右してはなかなかはつきりさせてくれない。それが一体脱税の共犯になるか否かといふ問題になるのじゃないかと思ひます。

○石村委員 私の言つてゐるのは、これは本来帳簿が二冊も三冊もある問題じゃなくて、それは経理がたぐさんあうが、一冊の帳簿には含まれぬでしようが、そういう意味でなしに、証券会社としての正式な帳簿に載せないで、いわば隠すための仮受け金の別帳簿を使つてゐる。仮受け金なら別帳簿で、全然当りまえの経理に載せなくともかまわないといふなら、ほかの会社でも、何でも仮受け金だ、仮受け金だと処理せられたら、税務署としては処理できなくなるだらう、これは帳簿にちゃんと載せておかないとわからなくなると思ひます。それをわざと正式な帳簿に載せないで、心算といふか何か知らぬが、そんな帳簿に載せて経理しておるということは、真実の株主の脱税と援助するために、税務署をごまかすために、そういう帳簿を使つておる、こゝろ判断されるのじゃないかという意味で聞いたのです。

○渡邊政府委員 全然ほかに資料が出てなくて、そしてお話しのように、本来なら仮受け金としておくべきものを仮受け金にしない、こゝろいう話ですと、かなり石村委員のおつしやつた議論がずばり私の方にも感ずるのですが、片方に配当の支払い調書がありまして、そしてそれと突き合せる、これは一応すぐわかるわけですから、証券業者としましても、配当の支払調書から調べられれば、少くとも自分のところでは真実会社プロパーの配当金として受け取つておる金と支払調書に出てゐるものと合はぬのだといふことは、これはわかつておるわけですから、従ひまして、われわれとしましては、とにかく金額は遺憾ながらはつきりしませんが、名義貸しがあるといふことはわかつておる。従ひまして、その意味で、仮受け金にしたしなないといふことが私は問題の中心じゃないと思ひます。

○石村委員 その点はおきまして、原主税局長に申し上げておくのでありますが、せんだつてこの限度を幾らにお置きになるかとお聞きしたときに、例の事業会社の配当金の支払いの報告の限度が一万円である、あるいは資産所得の合算の場合のことだと思ひます。

が、五万円の話をなさつて、それとの均衡といふよりなことをおつしやつたのですが、一万円の問題も、私はあのときあつて申し上げましたように、そのねらい、趣旨は、手続の煩雑さを省くためにあるんだらうと思ふといふこと。合算した所得の問題は、これは考へ方が違ふ問題じゃないかと思ふ。今名義貸しを問題にしてゐるのは、その正当な個人の所得は幾らあるかといふ所得の把握の問題でございます。それから合算所得の問題は、全然別個の観点から生まれたあの規定であるのですから、この五万円を今度の名義貸しの所得を把握するために報告させるということとは、全然性質の違つたものなので、すから、この五万円との均衡問題は起らないと思ふのです。従つて、私の考へを言へば、一万円の問題、あるいは五万円の均衡といふ問題は全然起らないといふ考へを持つておるわけですが、先ほど奥村委員からも、これは国会でもつと限度を幾らにおくかといふことを審議したいとおつしやつたし、私も政令に対する腹案がきまつたら国会に示していただきたい。政令で定めるといふても、白紙委任ではないので、すから、これをやつていただきたいといふことを申し上げ、これは大体原さんも御了承なさつたと思ひます。が、ただその腹案をおきめになる場合に、私の考へ方は、一万円、五万円は均衡として考へるものではない、相手方が性質の全然違ふものではない、考へ方を申し上げて、関連質問はこれで打ち切ります。

○原政府委員 御趣旨はわかりましたが、ちよつと私どもの気持ちをもう少し申し上げておきたいと思ひます。先

○石村委員　これでやめますが、ただいまの原さんのお考えにはいささか不満があるわけです。手続の簡素化とかいうような問題は、証券会社の場合にはまずないと私は考えておるわけです。この問題は、またあとでいずれ政令の腹案をお出しになるでしょうから

といふことを追及し捕提するといふために実質課税の原則がうたわれておるのであつて、家族合算制度といふのは、その個人の所得を追及し、捕提するといふ問題ではなくて、日本の一般的な家族生活の実情から見て、生計を一つにする家族に所得がある場合、所得そのものはあくまで家族のものであつ

が、また私の手元へ会議録が回つておりませんので、あるいは重複するかと思ひますが、まず法文でお尋ねするのですが、五条の三項に「前二項の規定は、人格のない社団等について、これを準用する。」こうあるのですが、前二項、つまり一項と二項を準用する、こういうのですが、二項の準用はわか

ということだけに限るわけですか。

○原政府委員　その通りでございます。

○石村委員　そうすると、人格のない社団または財団というものは、これは公益法人と限ったわけじゃないのですか、この五条三項で前二項を準用するということから、当然収益事業でなけ

種というふうにいたしたい。なお特定の資格要件を有するものを会員とする団体が、主として会員に出版物を配付している場合は、出版業に該当しないということにいたしたいというふうに申しております。

なお二十八あります事業について、最近の事情にかんがみて若干補充をし

なければならぬという問題もございませうが、それはこの五条一項の法人と共通の問題として、それが改まれば、それも入って参るということに相なる次第でございます。

○石村委員 げさそうしたことに対する簡単な資料をあらうだいたししたましたが、この資料だけでは、やはり疑問が相当浮んでくるようでございます。そこで政令案ですね。これは大体できているのではないかと思うのですが、少くともほかにも政令がたくさん関係があるわけなんです。この人格のない社団に対する今の収益事業の範囲等の政令に当るものを、明日でも出していただけないでしょうか。

○原政府委員 この資料の1の(1)に書いてありますことが政令の要綱案に当るものでありますから、これでお読みいただきたいと思います。出たわけではあります。

○石村委員 そこで、この人格のない社団あるいは財団、これを今度課税するという考え方が、これはどういふ考へ方から出たのかといふところも考へてみたのですが、結局大蔵省の考へ方は、この人格のない社団または財団が現在実存しておるといふこと、これはだれも争わない問題だと思ひます。そしてこの社団または財団で収益があつたとする。その収益が個々の会員と申しますか、何かにすぐ帰属すれば、これは実質課税の原則か、あるいは何らかの方法で個人の所得として、対象として課税ができる。ところがこゝういふ経済行為をする団体が、配当という形から何らかの形でやらずに、保留して事業の継続をやつておると、現行のままで、個人の所得税にもならない、法人税に

もならないということから、その一つの経済行為をする団体の保留した利益については課税の方法がないといふことが主たる原因で、こゝういふことを考へになったのであらうかと私は判断したのでありますが、特にこゝうしたものを新たにお入れになった理由はどこにあるのですか。

○原政府委員 大体お話しした通りの氣持から、こゝういふふうな改正を行いたいと思つたわけでありませう。ただいま利益を保留する、また分配するといふお話しがございましたが、人格のない社団等で、今の段階で利益の配当をするといふようなものは、実際にほとんどございませぬし、そゝういふ問題のまだ出ない段階として保留しているからどういふことでもなくて、要するにそれによる所得については課税しなくてはならないといふ考へ方をお願いしているのでございます。

○石村委員 ただ単に、それならこれは結局個人に帰属していくと思ひますが、利益にしる何にしろ、何か出てきたら、その個人に帰属するものを実質課税の原則か何かでやつていけば、あるいは実質課税の原則を引っぱり出さなくつたつて、直接所得になつたといふときに捕捉すればいいのではないかと。ただ私は、問題は分配せずに、一つの法人でもない個人でもないものが保留して経済行為をやつていふことに對する課税といふことが、やはり問題になつてくるんじゃないか、こゝういふように理解するのですが、こゝういふことは大した問題ではなくて課税するといふことになる、やはり相当問題になつてくるんじゃないかと思ひます。

○原政府委員 場合を、全部分けてしまふといふ場合と全部保留する場合と、分けてお考へになつていふかどうか、ちよつとお尋ねの何がわかりませんが、いろいろな場合があると思ひます。先ほど申しましたように、今の段階では、ほとんどうに人格のない社団であるといふものの分配は大体ないだらうと思ひますが、かりに一部保留して、若干分配しているといふ場合でも、その分配は別だといふのではなくて、その全部を所得として考へる、そして課税するといふつもりであります。なお全部が個人に分配されるといふ場合に、おつしやるように、実質課税で個人課税だといへる場合が相当多いと思ひます。

○石村委員 そゝういふ考へは、結局法人ではないが、事実上法人と同様な経済行為をしておるんだ、個人に分配する前に、その一つの財団あるいは社団としての利益に、ちよつと法人税をかけるようにしなければならぬといふ事実の問題、そゝういふ社団あるいは財団といふものが現存して、法人同様の経済行為をしておるといふことから、他の法人との關係上、当然かきかなくてはならぬ、分配されようがされまいが、分配した場合には一つの配当所得として、さらにその次の段階で課税するのだといふこともありませうが、とにかく法人格はないが、他の法人と同様の機能を営んでおる一つの団体だ、そゝういふ見地から法人とみなすといふことになつた、こゝう理解していいわけですか。

○原政府委員 大体それでよろしいと申し上げたいと思ひます。ただ分配の場合にすぐ配当とみなすかどうかといふ点については、先ほど申しましたように、まだそゝういふ実体がある段階になつていない。そゝういふ実体がある場合、それを見て、その法律構成といふものです。税法上の扱いといふものはなお明確にいたしたい、ただいまのところは、それをほつきり配当と割り切つておりませんが、かける趣旨はお話しのような趣旨でございませう。

○石村委員 私は、この問題をあまり深く検討もしてないし、實際のことでも存じませぬ。昨日公聴会があつて、何とかいふ方がいろいろ御意見を述べたので、所用があつて十分御意見を聞くことができなかったもので、また後日よく調べてさらにお尋ねしたいと思ひます。

次に、ちよつと簡単なことですが、今度配当控除を二〇%になつた。この二〇%を決定された理由はどこにあるのございませうか。

○原政府委員 配当控除につきましては、今までは御承知の通り本法で二割五分の控除、それに措置法で五分の控除、合計三割といふことになつております。今回措置法の五分のをやめて、さらに本法の二割五分を二割に切つたわけでございます。その考へ方でありませうが、これは現在の税法の規定が、よくいわれます法人擬制説といふことで、法人税は個人の所得税の前払いだといふような考へ方に一応立つ

て、その基礎でこの配当控除という制度ができてゐるのであります。その場合に、完全に法人税を控除するといふ完全な擬制説といふ方式をとるか、あるいは何か別途の考慮を入れるかといふことについていろいろ問題があるわけでございます。それをもとにさかのぼりますれば、擬制説をとるか、實在説をとるかといふ形でも議論され得る問題であります。この問題につきまして、擬制説といふものは、一応それなりに理論の通る説ではありますけれども、實際上の観点から言ひますと、それを完全にやるといふことがいのかどうかといふことは、非常に問題がございませう。各国の例を見ましても、イギリス、ドイツ、アメリカといふような国々が擬制説的な考へ方を多かれ少かれとつております。だいたい近ごろはそゝういふふうな方向への動きが多いやうであります。その各国でも、法人税を完全に返すといふ国はほとんどございませぬ。イギリスが一番擬制説的な考へ方に忠実だといひます。近しいといわれておりますが、その場合でも、法人税のうち返されるのは、その四三〇%程度にしかありません。ドイツですと一〇〇%の返は、税法の考へ方をそゝういふ面で割り切るかどうかの問題があります。かりにそゝう考へたとしても、三分の一しか法人税は返してない。アメリカの場合は、所得階級によつて率が高つてくるやうなことになるておりますが、せいぜい法人税の一四、五%しか戻さない。これはよく言われますように、擬制説的な考へ方を一方で持つにしても、實際にその株というものは、投資家の立場から見

て、その基礎でこの配当控除という制度ができてゐるのであります。その場合に、完全に法人税を控除するといふ完全な擬制説といふ方式をとるか、あるいは何か別途の考慮を入れるかといふことについていろいろ問題があるわけでございます。それをもとにさかのぼりますれば、擬制説をとるか、實在説をとるかといふ形でも議論され得る問題であります。この問題につきまして、擬制説といふものは、一応それなりに理論の通る説ではありますけれども、實際上の観点から言ひますと、それを完全にやるといふことがいのかどうかといふことは、非常に問題がございませう。各国の例を見ましても、イギリス、ドイツ、アメリカといふような国々が擬制説的な考へ方を多かれ少かれとつております。だいたい近ごろはそゝういふふうな方向への動きが多いやうであります。その各国でも、法人税を完全に返すといふ国はほとんどございませぬ。イギリスが一番擬制説的な考へ方に忠実だといひます。近しいといわれておりますが、その場合でも、法人税のうち返されるのは、その四三〇%程度にしかありません。ドイツですと一〇〇%の返は、税法の考へ方をそゝういふ面で割り切るかどうかの問題があります。かりにそゝう考へたとしても、三分の一しか法人税は返してない。アメリカの場合は、所得階級によつて率が高つてくるやうなことになるておりますが、せいぜい法人税の一四、五%しか戻さない。これはよく言われますように、擬制説的な考へ方を一方で持つにしても、實際にその株というものは、投資家の立場から見

をすれば、どうしても計算上少額の資産所得者が高額所得者よりも税金をよけい負担するという結論が生れてこざるを得ないと思う。私はそういう点からも、もう法人擬制説というものはすっぱり思い切られた方がいいのではないか。これをとっておられる以上、いつまでたつたて野党の攻撃材料は残る。そして大蔵大臣は、片方が正しいが、正しくない方へ進んでいきますというふうな気遣いみたいな答弁をしなければならなくなるということになる。もういいかげんに擬制説なんというものはあきらめて、実在説でおやりになるべきだ。人格なき社団も、結局一種の実在説だと思ふ。これは個人の集合であつて、そんなものは存在しないんだというのなら、人格なき社団というものを新たに出して税金なんか取ろうと考へなくたっていいはずなんです。やはり擬制説というものは成り立たないものであつて、これはよくいわれる、木を見て森を見ざる者というのと同じ議論だと思ふ。森というものは現存することは争えない事実だと思ふ。個々に分解すれば、それは単なる樹木にすぎないかもしれないが、それが集まつて一つの森という概念が生まれてくるのは、人間社会において当然のことである。この法人も、個人の集まりだ、そんなものはないんだなんというふうな擬制説というものは、現実の社会に当てはまらない考へ方だろ

方へどんどん進んでいくということにしたいだきだきと思ふが、いかがですか。

○原政府委員 これは所得税、法人税両方にまたがる非常に大きな問題でございます。どちらかといへば、おつしやるような気分のかまえておりますが、擬制説でなく、実在説でいくんだというまでにはつきり割り切つておりません。先日申しましたように、法人の中にもいろいろ法人があり、非常に株が普通化した法人と、同族的な法人と、その辺でもこの両説の適用についてニュアンスをつけるべきだというふうな考え方もござりまするし、また全体として擬制説を全部捨ててしまふのがいいかどうかということになりまして、必ずしもすばつとここで申し上げ切れぬのは残念でありますけれども、どちらかといへば、かまへはおつしやつたような向きではなからうか、ここで私の個人的な感じとして申し上げるのをお許しいただきたいと思ふのであります。いゝば税法全般を通ずる非常に大きな問題でござりまするから、なお十分研究したいと思ひます。

○石村委員 この問題は、主税局長をあまり追及しても、同じような御答弁になると思ひますのでやめませう。

次に、重要財産の免税点について、従来の簡単な法律が今度は相当長い条文に改められておりますが、この変更の主要点を御説明願ひたい。

○原政府委員 法人税法の第六条を改正するの主要点は三つであります。

第一にこの対象となります品目について「国民経済上重要と認められる新

規産業に係る財産で、その製造若しくは採掘の技術が確立されていなくとも、又は需要の見えおしが困難である等のためその製造又は採掘の事業の開始に当り採算について著しく不安があるもの」だということをきめたことであります。

第二は、今までは財産の指定について期限を切つておりましたが、これに期限を付することにいたしましたことであります。その規定は改正第六条第一項の初めに、「命令で定める期間内に」云々と書いてござりまする。これが改正の第二点でござりまする。

第三点は、今までは事業開始または増設の場合に、それが動き出してから、その年度とあとの三年間の所得については全部免税することにしておりましたのを、あまり所得がたぐさん出るところまで免税する必要はない、それに頭を打とうということでありまして、そのことが第六条第一項のただし書きに書いてござりまする。「ただし、当該事業年度においてその免除されるべき所得の金額の合計額が、当該事業年度の製造又は採掘の用に供されてゐる固定資産でその償却額が各事業年度の所得の計算上損金に算入されるもの」つまり減価償却資産であります。「の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額については、」免税しない。この百分の四十を適用する場合には、最初の年度とあと三年間だんだん免税された額を累積していきまして、そのときどきの累計減価償却固定資産の額の四割になるかならぬかを見て、それをこえる部分は免税しないということであります。

改正の要点はこの三つであります。これらについて若干敷衍して申し上げたいと思ひます。

まず第一点であります。今までは現行法の第六条で、指定する重要財産を一切命令に譲つていたのであります。すけれども、それと第二点の期間の指定がないということのために、実際問題として、指定されております財産の種類について非常に疑問が出てきてゐる。やはりこゝういう手厚い優遇をする以上は、先ほど申しました第一点のような趣旨が必要なのである。本来そゝういう趣旨で始まつたものであるわけでありまして、期限がないといふこともあわせて、一度指定されると切れないといふこともございまして、それとあつて、性格的に割り切つて説明するのがむずかしいという状態になつておりましたのを、ここではつきりと条件を規定する。つまり国民経済上重要と認められる新規産業でなくちやならぬ、しかも採算について著しく不安があるとして認められるものでなくちやならぬということであります。

第二の期限の指定は、ただいまも申しました通り、毎年法人税法を御審議願ひ、成立施行になりますと、あわせてこれを指定します命令の規定の方も全体の改正案として出るわけでありまして、すけれども、実際には――通例三月末であります。三月末までにどれを切りどれを残すかということが、非常に紛争の種になるわけでありまして、率直に申しますれば、担当の主管官庁もなかなか踏み切りがつかぬやうな場合も多かたがたこゝういう優遇を与えるに

業設備を持たなければならぬといふことがまず大前提になつてゐるわけですから、それについて特定の期間を考へるのは当然のことであらうといふことと考へあわせてこの期間を置く、これはものによつて三年ないし五年といふやうなことをわれわれ考へております。それから第三点には、要するに現在ではえらくもうかりまして免税にならないのは、この制度の前からの問題と申します。四割といふ法人税を全部負けてもらうといふことについては、やはりある程度のところまでの所得について免税をしてもらうといふことを考へまして、それを固定償却資産の四割ということに切つたわけでありまして、

なぜ四割に切つたかといふ問題であります。結論から申しますれば、通常の事業の総資本に対する利益率が、いゝときが六%、近年の例では、悪い年で四%台といふやうなことになるのであります。大体それを見合ひまして、総資本に対する利益率がそゝうならば、固定資産に対してはどうかといふことを見ますと、総資本に対するものを六と見れば、固定資産に対しては十だ。ですから四と見れば七くらいといふやうなことになる。それらを考へて三年、若干の年数をそれにかけ合せるといふやうな計算をいたしまして、大体その程度免税になれば普通によく場合

の収益が免税になる。それをこえたらば税を納めるといふことで十分ではなからうかといふやうな気持から、この点に押えを打つたといふことでござい

ます。四割といふ法人税を全部負けてもらうといふことについては、やはりある程度のところまでの所得について免税をしてもらうといふことを考へまして、それを固定償却資産の四割ということに切つたわけでありまして、

なぜ四割に切つたかといふ問題であります。結論から申しますれば、通常の事業の総資本に対する利益率が、いゝときが六%、近年の例では、悪い年で四%台といふやうなことになるのであります。大体それを見合ひまして、総資本に対する利益率がそゝうならば、固定資産に対してはどうかといふことを見ますと、総資本に対するものを六と見れば、固定資産に対しては十だ。ですから四と見れば七くらいといふやうなことになる。それらを考へて三年、若干の年数をそれにかけ合せるといふやうな計算をいたしまして、大体その程度免税になれば普通によく場合

の収益が免税になる。それをこえたらば税を納めるといふことで十分ではなからうかといふやうな気持から、この点に押えを打つたといふことでござい

ます。大略重要財産免稅の改正の要點を説明いたしました。

○石村委員 社会党のわれわれは、こゝういふ重要財産の免稅を認めないといふ立場に立つておりますが、それはただいま主税局長もおっしゃったように、もうかるものへ一種の恩典を与えるのであつて、もうかるなければ何のありがたみもない、危険なことをかりに企業がやつても、それがうまくいかないで、二年たつても三年たつても赤字だといふものには何ら恩典はない。最初やるときは危険だったかも知れぬが、實際やつてみれば大へんもうかつたといふようなものだけがこゝういふ免稅といふ大きな恩典を受けるというこゝとは、實におかしい。もしこゝういふ制度を考えるならば、反對に一定の利益が生まれるまで補助金を出すとかいふやり方の方がほんとうじやないかといふような考えで、否定する立場に立つております。しかしこゝういふ制度を認めるという点からは、年度の改正は大へんけつこうな事だと思ひます。

そこでせんだつて横鏡君が、例の東京通信のトランジスター・ラジオのことで、それが今まで苦勞してやつて、今度松下が何かもうかりそゝになつたからやれば、また免稅になるといふようなことが新聞に出ておるといつて御質問いたしました。ところが、今度の二項の追加で、また一項の期限の關係もあるのですが、その方でさういふことは今度は起らないと考へていいのですか。つまり二項の方で言へば、東京通信の例で言へば、トランジスター・ラジオが新規産業であつて、當時はどこともやろとするものはいなかつた、それをあえてあの会社がやつ

て技術を確認した今ごろになつて、ほかの財閥や大会社が、うまういふたから、とにかく重要産業だ、それをやろといふことは、この二項の關係——まあ一項の期限の關係もありましようが、その關係で防げることになる、こゝう理解していいのですか。

○原政府委員 先日お話しがありましたので、勉強せなければならぬと思つておりますが、実はまだ所管の省の方から正式なお申し入れがないので、私も十分結論に達するまで至つておりません。そこで二項によつて、新規でないといふことでいけるかどうかといふことではありますが、これは實情をよく聞いてみた上で何したいと思ひます。新規といふ解釈を、一社でもあれば新規でないとするかどうかといふことは、やはり實情に即してみななければいけません。所管の省から十分説明を聞きまして、その上で善処したいと思ひます。

○石村委員 それで、これは勉強の意味で聞くのですが、トランジスター・ラジオの話が出ましたから、施行規則を調べてみました。ところが、われわれの科学知識では、それがトランジスターをやるに當つて免稅を受ける重要財産の範圍に入るから入らないか、これを見ることさうばりわからないのです。このどれによつて入つておるのですか。

○原政府委員 ただいまは入つておりません。ないのであります。それをあの記事によりますと、これを今度入れられてくれといふ趣旨の運動があるように承知いたします。

○石村委員 これもかなり重要な問題ですから、政令も現在の施行規則の第二條を取りかえるのが當然のことです。これも一つ早く委員会にお示し願ひたいと思ひます。

○原政府委員 主管省の話を聞きまして、できるだけ早い機会にお目にかけようと思ひます。

○山本委員 横鏡君。おそくなりまして、一、二点一つ伺つておきたいと思ひます。国税庁長官にお聞きいたします。

二月二十二日に広島県の東税務署が火災によつて全焼した。これによつて徵稅期を迎えて相當程度重要書類が焼けてしまつたので、徵稅困難を來したのではないか、こゝういふふうに見られるのですが、どういふふうな事情になつておりますか。

○渡邊政府委員 お話しのうちに、二月二十二日に広島県の東税務署の中から出火いたしました。税務署が焼けた。國の貴重な財産を焼失させたことを非常に遺憾に思つております。當時の實情をこゝ簡単に御説明申しますと、二十二日の午前十一時二十分に発火いたしました。二時四十分には鎮火いたしました。焼けた部分は、本館二階建全部、事務室と自転車置場でございます。事務室五百六十三坪四合、自転車置場五坪、この庁舎には別に耐火書庫——これはコンクリートで作られております。その耐火書庫及び自動車、自動車の車庫、これは焼失を免れました。それから金庫も——これは木造の中にあつた分も、その中は焼失を免れております。當時宿直が二人おりました、大体夜間は十七時半、それから二

十時、二十三時三十分、一時半、三時、五時の六回にわたつて一応宿直が庁内を巡回することになつておりますが、二十三時三十分には巡回しましたが、その直後に発火したといふことが、それがその直後に報告を受けております。當時の職員の仕事の状況は、所得稅の係員が一名六時半まで残業はしておりました。あとの者はおひるね五時半ごろに退庁してゐた。火災はそのとき全部落してしまつた。火災はそれより少し遅れておりました。あつた者がおりました。まあそゝう長く居残つておつたわけでもございせん。で、全部を落したといふことを言つてきております。そんなわけでもございまして、どうも出火の原因が非常にわかりかねております。原因につきましては、目下広島県の警察署でも調査中でございますが、現在までのところまだ判明していません。

そゝういふふうなわけでもございまして、庁舎の方は全部焼けてしまつた。ところが、主要の帳簿は耐火書庫に入れたことになつておりました。また事実大部分は入つておりました。従ひまして、主要簿書も全部が助かつたといふものもいかにと思ひますが、大部分は助かりました。同時に助かりました簿書を利用することによりまして、大体全部の簿書が相當新しく調製できるのぢやないか。もちろんものによりましてある程度納稅者の方に何うとか、行つて補充する面もあろうかと思ひますが、現在鋭意その方向を進めまして、差しあたりましての仕事におきましては、大体順調な復旧ができておるといふふう聞いております。

○横鏡委員 当日二十三時三十分宿直員が巡回したといふのは、何かそれを確認できるような証拠が残されてゐるのかどうか。また原因についても、出火であるか、あるいは放火であるか、漏電であるか、全然見当がつかないといふことは、実に奇妙な火事でありまふ。従つてこの火災の原因といふものがわからないといふと、当日における職員の不意であつたか、あるいは不注意でなかつたか、そゝういふ点におけるところの処分といふことも非常に考へなければならぬ問題でございまして、従つてこゝういふ問題もあわせて考へておられるのですか。この辺の見解はどうですか。

○渡邊政府委員 巡回に當りましては、巡回時計を使用してゐるやうにたしか聞いております。ちよつと今記憶が正確でありませんから、もし間違つておつたらあとで訂正したいと思ひますが、先日局長が來たときの話として、巡回時計を使用しておるやうな話を聞いておりました。その巡回時計は多分残つておるのではないかとこゝういふに思ひます。巡回時計が残つておれば、一応巡回はなされたと思ひます。その時間ですが、今私が申しましたやうに、一応の報告は、一時二十分に発火したといふので、片方は一時三十分には巡回といふことになつております。ちよつとその時間が食い違つておりますが、とにかく発火直後に巡回したといふことは、巡回時計が残つておりました。その巡回した事実は、一応確認していいのではないかとこゝういふに思つております。

それから、出火の原因を究明することにつきましては、御説のように、われわれが責任者をどういふふうに処置するかという問題とも非常に密接な関係にあるわけでございます。この点につきましては、もちろんわれわれの方でもいろいろ調査はしておりますが、御承知のように、主として警察が専門的にその方の調査を、これはどの出火の場合においてもなすつて下さつております。われわれの方といたしましては、その点につきましては、一応警察の調査の方に最終的な結論をお願いいたしまして、その調査の結果を伺うべく目下待つてゐるわけですが、まだまだかといふような調子で、ときどき催促と言つては語弊があるかもしれないが、その後の状況はどうだといふ点を照会しておりますが、現在までのところでは、目下調査中でまだ結論が出ない、こういうふうな回答しか出ておりません。

○横銭委員 その原因がわからないのは、職員等あるいは責任者等に対する処罰というところは見合せるべきではないか。といふことは、たとえば漏電によつて起つておる、あるいは放火によつて起つておるといふ場合と、純然たる失火によつた場合とは、処分の仕方というものが根本的に違つてくるだらう、こう思ふのであります。この件に關して今答弁がなかつたのですが、この点はどうかお考えになりますか。

○渡邊政府委員 調査の結果を待ちまして——果して原因がはっきり究明できるかどうか、これも私、従来の例をちよつと聞いてみたのですが、いわば原因が不明のままですつてしまふこともないではないようであります。しか

し、この場合がそれに該当するといふ意味ではございません。従ひましてわれわれの方としましては、責任者を処置するにつきましては、ある程度その辺の点を十分見きわめまして、できれば原因の点がはっきりした上で措置すべきものなら措置する。やはりよほど慎重に考へていきたいといふ気持は持つております。

○横銭委員 焼失して、仮事務所において事務は行われておると思ふのですが、徴税時期も迫つておると思ふし、あるいはまた大切な税務署でもありなもので、これは早急に新庁舎を建てなければならぬだらうといふふうに考へておりますが、新庁舎の建設についてはどういうふうな考へ方を持つておるか。

○渡邊政府委員 さしあたりの問題といたしましては、すぐに仮の庁舎に入りましたして仕事を始めましてございすが、机、いす等は、近隣の税務署の余つてゐるものを入れるとか、局の予備品を入れるとか、そういうことをいたしてあります。同時に、経費の点につきましても、一応庁の方から差し繰りましてはまかなわしてあります。お話しの新庁舎の關係でございすが、現在主計局と折衝して、大體事務的にはほぼ了解を得たと思ひます。そして三十二年度の予備金でもつて、今度は大體鉄筋の建物にしたいだきだいただくといふことをわれわれの方としましては主計局へ要求し、かなり折衝が進んでおります。

○横銭委員 それでは次の点について伺います。所得税の改正に伴つて、勤

勞控除も額が若干上つておるわけですが、この勤勞控除の中には一体どういふふうなものが含まれてゐるのか、この控除を行うについての考へ方、あるいは要案、これを一つ承わつておきたい。

○原政府委員 勤勞控除の性質、存在理由につきましては、いろんな考へ方がございします。その大體を申し上げますと、一つには、事業所得者の場合には経費が収入から差し引かれる、勤勞所得についてもそういう経費的なものを考へるという考へ方があるであらうといふ、経費的なものを除く意味を持つたせるという考へ方が一つであります。

それからもう一つは、勤勞所得といふものは根が弱い。つまり事業所得なら事業設備といふものがあつて、設備と、それから勤勞なりあるいは企業的な活動なりの結合によつて所得が生まれる。ところが勤勞者の所得といふものは、からだのためになればだめだ、死んでしまふばそれまでだといふやうなことで、また事業自体としても、人に雇われるといふことで、その人——その人と申すところですが、独立の活動ではないといふ意味から、やはり拒絶力が弱いといふ見方が一つございします。

それから第三には、實際問題として、給与所得の方は課税がかなりフルにできる。ところが他の所得にありましては、所得計算自体が収入から経費を引く。引きます経費にもいろいろニュアンスのあるものがありますから、そういう意味で、技術的にもきちつと所得額を正確にはじき出すといふことに困難がある上に、特に日本の現状にお

きましては、實際にはだいたい抜けておるのが多いじゃないかといふような考へ方、それをよく把握控除だ、把握が違ふといふ意味での控除といふような言い方をしますが、そういう考へ方。

それから第四には、先日もお話に出ました、勤勞者の分は源泉徴収を受けました、事業所得の方は年三回です。が、やはり時期が平均しておけるといふような意味で、一々金金の計算をするといふこまかい考へ方でなくとも、そういう金利的な考へ方もあるじゃないか。

おもに考へられる理由はそういうやうなもので、それらをどういふやうにウエイトをつけて考へるかといふやうな問題になりますと、これはなかなかウエイトをはつきりつけにくいもので、私も、やはりそれらのものが理由になつてこの制度があるといふやうに考へておる次第でございします。

○横銭委員 今の局長の答弁の中には、勤勞者の必要な経費といふことに触れてゐるが、直接なものについては御説明がなかつた。そこで直接の経費の中で、しかも人によつて違ふもの、あるいは人によつて全然ないものとあるもの、しかも明瞭なもの、中には通勤の定期代がある。勤勞控除のみならず、社会保険料とか生命保険料とか、あるいは各種にわたつての控除が行われておるわけで、この控除は、それぞれば必要があつて控除が行われているわけだが、勤勞者の場合、経費等から見ただけならば、当然通勤の定期代といふものは必要経費として控除されるべきものと考へるわけですが、これをなぜ今度の場合にも入れていないのか。

○原政府委員 それは勤勞控除でまかなつてゐるという考へ方でありまして、一方で、通勤の定期代について、現物給与の一つとして、ある程度までそれを経費として認める——経費としてというよりは、それを受ける勤勞者の所得に数えないでいくといふことをいたしてあります。それは要するに、現物でやつておるといふものをこまかく一々数えて課税するといふのはどうかといふ見地から出ているのであります。建前としては、一般には給与所得で、現物給与の方は、あまり現物の方でこまかいことは拾わないといふやうな考へ方でやつておるわけでありまして。

○横銭委員 局長のさっきの答弁と今の答弁とは違ふと思ふのです。勤勞控除といふ場合は、これは勤勞者層に一定率をもつて、だれにでも通用するところの理由がなければならぬと思ふ。ただ通勤の定期代といふものは、かかるものとからぬものがある。またその額も違ふ。しかも定期代を出したことによつて、本人はこれは相互關係においては給与の一部とは認められない。従つて、この場合には当然通勤定期代に対するところの控除といふものを一項作るべきだ、そう考へるがいかがですか。

○原政府委員 その問題は、給与所得控除に含めて考へるべきだといふ考へを先ほど申しましたのですが、やはりそれはそうだと思います。特別に通勤費を取り出して、それを別の控除にするといふことになりまして、それじゃ住いの費用でも、これは働くための費用が一部入つてゐるというやうな見方

もできる。その人の消費しますあらゆる物財、あるいはサービスについて、勤労のために消費しているという面があるわけでごさいますね、これは観念的な何があるかもしませんが、現に通勤費で言えば、遠くからくる人は通勤費は高い、しかし近き都心の人は家賃の方は高い、遠くの方は家賃が安いというよりな問題になって参りまして、それらを一々こまかく計算して、しかも個人の消費のうち勤労部分のコストだということになりますと、これはとても手に負えない問題であります。世界各國をいろいろとはやらない。もちろん観念的には、それは考え得ることではあります、とてもできない。そこで給与所得控除という制度が、そういうことも一つの大きな理由になってあるという事でありますから、もう一つの給与所得を得るための経費というものは、これに含まれておるという考え方であります。別途通勤費の幾らまでは所得に合算しないという事は、先ほど申しました通り、現物給与というものがいろいろある、それをどこまでもこまかく追っていくという事はいかぬという考え方からやっておるだけのことでありまして、これは経費として別に認めるという考え方でないことを重ねて申し上げたいと思います。

○横銭委員 これを現物給与の一種と見ておるわけですが、現物給与の一種に違いないが、これによって個人によつてみな差がある。しかも内容から言へば、定期代のうんとかかるものは住宅が安い、こういうふうなことが比較にいつも出るのです、これはそうばかりは限らないので、いなかの方から東京に通らばかりではない。逆に東京からいなかに通るものもあるわけですね。この場合には、通勤定期も住宅も両方高くなる。従つて定期代の場合には、定期代だけを抽出して考えてみて、他のものにそれほどの悪影響とか悪関連性とかを持つものではないかと思ふ。従つて、この場合には当然現物給与としての考え方からしても、これを全額少くも非課税で認めていく考え方、もし定期代が控除として認められないとしても、全額を非課税として認めるというくらいのこととは当然とすべきではないか、こう考えるのですが、この点はいかがですか。

○原政府委員 私は、やはり給与所得を得るために経費的なものがある、それを一々精密に計算してやるということとはとてもできないと思ひます。これは単に給与所得だけの問題でなくて、そういう理論を押し広げて考えれば、基礎控除にしても、あるいは扶養控除にしても、地域によつて違ふとか、あるいは同じ地域の中でも生活環境で違つてくる、千差万別であります。それらにやはり実際論としては、この千差万別のものを一々チェックするということとはとてもできないのであります。従つて、やはり一本の率でいく、また基礎控除等も一本の額でいくというものが世界各國の通例になっておる。それから別に通勤費については、現物給与の扱いの際に金額をはずせというお話をありますけれども、先ほど申しましたように、それは経費だから控除するのだという考え方でないのではありません、そういう意味で、どうしてそれを所得に加えないかという意味を考えるとすれば、たとえばほかの例でいへば、被服を何したり給食を何したりというよりなものは、一々こまかいものまで何するものではないかというのであります。従つて、やはり一々こまかいものまでということではいけません。そこでやはり限度を切るということにならざるを得ない。こういうものは全額いくんだという事は、理屈をつければ、それは経費だからという以外になかろうと思ひますが、そういったすれば、これはまたそれが通勤費だけじゃなく、被服費も出す、あるいは食費にも出すという場合に経費性を云々するといふことになりまして、先ほど申しました給与所得控除を一率にやる必要があるんだというところが、また逆に個々にチェックするという問題になつて参ります。またそういう場合にはおそろしく大企業は、そういうアコモデーションがいろいろの場合には給与を分解して、あらゆる給与を現物に持つていくというよりな方向になつて、これは課税上も非常に不公平さもあるものになると思ひます。やはりこまかいものは追わないのが常識だろうという線をやつてゐるのでありますから、一定限度で切るという現在のやり方で御承認いただく以外にないと思ひるのであります。

○横銭委員 現在の一定の限度額というのは五百円だと思ひますが、これでも四月一日から運賃値上げが行われた場合には、この限度額を運賃値上げに相応して当然やはり措置を講ずべきだと考えますが、この点についてはどう対処されますか。

○原政府委員 そういふ考え方もあるかと思ひますが、やはり今申した趣旨からいって、これは経費だといふのでないのではありませんか、まあ全般的の物が非常に高くなつてきて、今これは六百元になつてゐるものであります。物価が非常に高くなつてきて、六百元といふのは今と昔とでは何だかといふことになれば別であります。また今のところ、こういう面を規律しますCPIの動きは現実には横ばいである状態でありまして、運賃が上つたからといふすぐに變えるという事には、なかなかならないのではなからうかと私は考えます。

○横銭委員 取る方では少しでも余計取る、あるいは多少の剰余金が出てそれを緩和したいといふふうに考えるのが通常だと思ひます。しかし現実にはこれだけの、一割三分の値上げが行われるとしたならば、この限度額については、今六百元ならばこれを七百元とか八百円とか、こういうふうな措置をとるのは、徴税当局としても当然考へるべき措置ではないか、こう思ひますが、この点長官に一つ伺つておきたい。

○渡邊政府委員 今の限度の問題につきましては、国税庁の關係のことではありますから、私の方の考え方を申し上げます。現在六百元になつております。それは、昨年だと思ひましたが、各都市が市電の値上げをしまして、東京がたしか最後だったと思ひますが、市電の値上げをして、従つてそれによつて定期が上つたわけですね。そんな關係がありまして、五百円を六百元にしたと思ひます。大体定期を考へます場合に、

に、国鉄のよりのものをどの程度頭に置き、市電のよりのものをどの程度頭に置くか、いろいろな考え方があつたわけですが、国鉄の値上げのあと私鉄などが一体どういふことになるのか、全体をもう少し見合ひまして、われわれとしては考へてみた。国鉄は上るけれども、ほかのものは全部上らないうことになれば、むしろわれわれの方といたしましては、都電などの値上げの時期に国鉄は上つていなかつたけれども、一応去年上げたという経緯もありましたけれども、必ずしも上げる必要はないかもしれない。そのあとどんなことになるのか、その辺を見合ひながら考へてみたい。基本的には主税局長が言われた通りでなければ、ただ、実情に合うようにどういふように考へていったらいいかという点については、単純に国鉄だけの問題として取り上げるのもいかがかと、このように考へておりました。

○横銭委員 国鉄の一割三分の値上げというの、国鉄だけに止まらないわけですね。このあとには私鉄がある。それからバスがある。關係のものがやはり全部値上げになつてくる。従つて、これによつて勤労者、通勤者は相當の支出を余儀なくされるだろう。この支出を余儀なくされる場合に、税務当局の方では現物給与の定期代に対して幾らまで認め、六百元まで認めれば六百元までの支出を認める、七百元まで認めれば七百元まで支出を認める、こういうふうなことに各銀行、会社等も従つてくるだろうと思ひます。また現実にはそういう情勢だろうと思ひます。従つて、減税による恩典にも浴さないような低所得の層が、減税の恩典には浴さない、

それについて今度運賃の値上げでは逆に攻撃を受ける。こういうことになっては、善政の第一歩として行なつた減税税制といふものはその意味をなさないだらうと思う。減税というのが広い意味での減税であるならば、当然こういうふうな人々も対象として、少くも徴税技術として簡単に行ない得るところのこ

これらの問題は、率先してやるべきではないか、現在が六百円であるならば、少くともこれを七百円程度まで認めるといふことは当然緊急の措置としてとるべきではないか、こう思うのですが、この点さらにお伺いしたいと思います。

○渡邊政府委員　結局、先ほど申し上げ

げたことを繰り返すことになりまして恐縮なんですが、五百円を六百元に上げたときの経緯を考えてみますと、当時市電などを中心にしまして運賃値上げをなされたという時期が、ちょうどその時期に当たっております。

従いまして、国鉄の値上げがどの程度に一般化してくるかという問題ですが、やはりそういったものを見きわめた上で結論は出すべきではなからうかと思ひます。この前上げましたときには、市電が上つたのだから、通勤定期券のそうした限度を考えるとときには、やはり市電を中心に考えるべきだといふふうな御意見があり、われわれも定期の実際などを見まして、やはり都電のそうしたものがかなり中心として考えられるべきじゃないかという御意見に賛成して上げたわけなのであります。今度都電が据え置かれて国鉄が上つた、あるいは私鉄も場合によつては上るかもしれませんが、市電は相変わらず従来通りといったような姿にな

るかもしれないし、そういう場合に、今度は国鉄を中心ということもいかがだろうかというふうな、そんな感じもいささかしておりますから、われわれの方としては、運賃値上げの結果を見まして考えるべき点があれば考えていきたい、かように考えております。

○横銭委員　だいぶ含みのある答弁になつてきましたが、この問題はこの法案の審議とも関係がありますので、国鉄の運賃値上げ等がもしも四月から予定通り実施をされたということになれば、当然各私鉄、バス等全部に及んできて、通勤者のこの方面の負担というものが増大するわけですから、当局としてこの点しっかりと考えたいだいで、この限度額の引き上げということについて善処を要望したい、こういうことを申し上げて一応質疑を打ち切ります。

○山本委員長 この程度で本日の質疑は打ち切ります。

○山本委員長 この際お諮りいたしますが、連合審査会開会の件についてでありますけれども、御承知の通り、当委員会において審査中の特定多目的ダム建設工事特別会計法案につきまして、商工委員会より連合審査会を開会いたしたいとの申し入れがございました。そこで、これを受諾することとし、また建設委員会において審査中の特定多目的ダム法案につきましては、同委員会に連合審査会開会の申し入れをいたしたいと存じますが、これについて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○山本委員長 御異議がないと認めて、さよう決しました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、当該委員長間の協議によつて決定することになりますから、追つて公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十七分散會

一八